

廃棄物処理施設設置者 様

長野県環境部資源循環推進課長

廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）

日頃より本県の廃棄物行政に御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

令和3年4月5日付け環循適発第2104051号及び環循規発第2104051号で環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から通知のあった標記の件につきまして、県の運用と大きく異なることから、通知に基づく運用を保留していたところ、今般、廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について、下記のとおり運用することとしましたので、通知します。

なお、平成25年10月11日付け25廃対第210号及び25廃監第46号 長野県環境部廃棄物対策課長・廃棄物監視指導課長通知「破碎施設における破碎機の設置・変更に係る取扱いについて」は廃止します。

記

- 「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）（令和3年4月5日 環循適発第2104051号・環循規発第2104051号）」（以下「環境省通知」という。別添参照）に基づく運用について

環境省通知に基づき、以下のとおり運用することとします。

1 「第一 廃棄物処理施設の設置許可等について」

廃棄物処理施設の更新に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項若しくは第15条第1項に規定する許可又は第9条の3第1項若しくは第9条の3の3第1項に規定する届出（以下「設置許可等」という。）に基づき設置された廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可等までもが廃止されたとは解さない。

2 「第二 同一の廃棄物処理施設に更新する場合の手続」

設置許可等により廃棄物処理施設を設置する者（以下「許可施設等設置者」という。）がこれまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、設置許可等と同一に廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、法に基づく設置許可等を改めて受ける必要はないが、法第8条の2第5項又は第15条の2第5項に規定する使用前検査を受け、当該許可に係る法第8条第2項又は第15条第2項の申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、当該施設を使用することはできない。

3 「第三 廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合の手続」

廃棄物処理施設を構成する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第5条の2第3号又は第12条の8第3号に掲げる設備並びにその他の設備及び部品等を同一の

ものに交換する場合は、法第9条第1項若しくは第15条の2の6第1項に規定する変更許可若しくは法第9条の3第8項に規定する変更届（以下「変更許可等」という。）又は法第9条第3項（第9条の3第11項、第9条の3の3第3項又は第15条の2の6第3項で準用する場合を含む。）に規定する軽微変更等届出（以下「軽微変更等届出」という。）を要さない。

4 「第四 同一ではない廃棄物処理施設に更新する場合の手続」

許可施設等設置者がこれまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、これと同一ではない廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、変更しようとする内容に応じて、変更許可等の手続を経て使用前検査の受検、又は軽微変更等届出の手続を要する。

5 「第五 廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合の手続」

廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合は、変更しようとする内容に応じて、変更許可等の手続を経て使用前検査の受検、又は軽微変更等届出の手続を要する。

（問合せ先）

担当：資源循環推進課廃棄物審査係 高橋、塩沢
電話：026-235-7164（直通）
FAX：026-235-7259
E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp